

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

1. 中小漁業者等の経営支援に関する方針

本会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組みます。

- (1) 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 本会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
- (3) 本会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- (4) 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- (5) 本会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。

2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本会が行う貸付業務等において、漁業者をはじめとする地域のお客さまからの申込みに対して、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備しております。

- (1) 代表理事会長、代表理事専務、参事、管理部長、業務部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し組織横断的に協議しています。
- (2) 参事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

本会が漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して、必要な資金を供給していくために、事業の状況や特性を勘案しながら取組んでいます。

- (1) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについては、漁業信用基金協会等の外部機関と緊密に連携を図っています。
- (2) お客さまからの償還負担の軽減の申込みについては、負債整理資金の提供や償還期間の延長を提案し対応しています。

4. 経営者保証に関するガイドラインに係る取組状況

「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）とは、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所）が策定したものです。

本会では、個人保証契約について、ガイドラインを遵守して取り扱うこととしております。

- (1) 経営者保証は、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ①法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ②法人と経営者間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある

そこで、本会では、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して、保証契約の必要性を検討させていただいております。

- (2) 原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めることとされており、本会の保証契約（覚書）にはその旨が規定されています。
- (3) 保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談等により保証契約の必要性を再度判断いたします。

5. 浜の活力再生プランに係る取組状況

国の支援事業である魚価の低迷や資材高騰等により、疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、改革に取り組む意欲のある

漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容、及び改善目標を定めた「浜の活力再生プラン」を策定するに当たっての取組みに対し、積極的な関与及びサポートに努めました。

また、漁業経営セーフティーネット構築等事業に燃油緊急対策として、「もうかる漁業沿岸版」、「省エネ機器等導入推進事業」が措置され、漁連・漁協とも連携のうえ、主体的に取り組んでまいりました。

今後においても、漁村地域毎の所得向上の実現及び浜の再生へ向けた役割発揮に取り組んでまいります。

地域の活性化のための取組の状況

1. J F 女性部活動の支援

漁業協同組合の組合員家族及び地域の女性で構成する J F 女性部組織が、県下に 13 あります。この J F 女性部で構成する和歌山県漁協女性部連合会の事務局を、本会が創設以来担当し、漁家生活の安定、漁業の振興並びに漁村地域の発展などの活動を共に行っています。

(1) 森川海の環境保全活動

- ① 海浜の美化活動の促進、浜そうじ支援事業の実施
- ② 人と環境にやさしい「わかしお石けん」の使用推進
- ③ 漁民の森づくり・育樹活動への参画

(2) 水産物消費拡大活動

- ① “地産の魚”を使用したおさかなママさん活動の展開
- ② 料理教室等を通じて“食育”活動の展開
- ③ 朝市やイベントを通じ、地産地消を目指した魚食普及

(3) 漁業振興活動

- ① J F 事業の全利用推進
- ② 安全操業のためのライフジャケット着用推進

2. 漁船海難遺児を励ます運動

漁業生産は海上労働が主であり、残念ながら、海難事故は無くならない現状であります。不幸にして海難事故で夫、父等を失った家庭を励まし、遺児の学資の給付や、奨学金の貸与を主な事業とする「漁船海難遺児を励ます運動」には、昭和 44 年の運動開始より、募金活動から資金の給付等までを担当し、県内活動の中心的役割を果たしています。